

徳島県規則第三十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)の中「五百七十一万四千円」を「六百二十八万五千円」に改め

、同表の二の一の(三)中「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同表の三の三の(一)中

一八、八〇〇円	二四、二〇〇円	三五、八〇〇円	四二、八〇〇円	五四、二〇〇円
三一、二〇〇円	四〇、四〇〇円	五六、二〇〇円	六五、七〇〇円	八二、七〇〇円

を

七、九〇〇円	一八、七〇〇円	二四、〇〇〇円	三五、六〇〇円	四二、五
一一、四〇〇円	三一、〇〇〇円	四〇、一〇〇円	五五、八〇〇円	六五、三

に改め、同3の(一)中

〇〇円	五三、九〇〇円	七、八〇〇円	六、一〇〇円
〇〇円	八二、二〇〇円	一一、三〇〇円	一〇、〇〇〇円

を

八、三〇〇円	一一、四〇〇円	一五、一〇〇円	一九、〇〇〇円	六、一
一三、〇〇〇円	一八、四〇〇円	二二、九〇〇円	二七、六〇〇円	九、九

に改め

〇〇円	八、二〇〇円	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、九〇〇円
〇〇円	一一、九〇〇円	一八、三〇〇円	二二、八〇〇円	二七、四〇〇円

、同表の六の2の(一)中「五十九万五千円」を「六十五万五千円」に改め、同2の(二)中「三十万円」を「三十一万八千円」に改め、同表の八の3の(二)の中「四千五百円」を「四千

七百円」に改め、同(二)の中「四千八百円」を「五千円」に改め、同(二)の中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同表の九の3の(一)中「二十一万五千二百円」を「二十一万三千八百円」に改め、同3の(二)中「十七万二千円」を「十七万九百円」に改め、同表の十二の2中「十三万七千九百円」を「十三万八千三百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の一の2の(一)の、二の1の(三)、六の2、八の3の(二)及び十二の2の規定は、令和四年四月一日から適用する。